

別紙2

○経緯詳細

1 代執行請求までの経緯

起業者は、平成26年12月に移転義務者との用地協議を開始し、本件事業への協力を依頼していたが、任意交渉の段階においては協力を得ることができなかった。

そのため、令和4年11月1日、起業者は、福岡県収用委員会に対し土地収用法に基づく裁決申請を行い、令和5年11月8日付けで、令和6年5月7日を明渡し期限とする裁決がなされた。

移転義務者は、明渡し期限である令和6年5月7日を経過しても土地の引渡し及び建物等の物件の移転の義務を履行せず、その後の起業者からの督促にもかかわらず自主的な履行を行わなかったため、令和7年4月10日、起業者は、代執行庁に対し代執行請求を行った。

2 代執行請求から現在に至るまでの経緯

代執行庁は、代執行請求を受け、行政代執行法に基づき、令和7年6月10日付けで令和7年9月10日までに義務を履行するよう戒告を行ったところ、移転義務者は、建物については、戒告期限の令和7年9月10日までに、解体及び撤去を行った。

しかしながら、看板については存置され、移転の義務が履行されないことから、代執行を実施することとした。

※ 参考

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 都市計画法に基づく事業認可の告示 | 平成25年10月31日 |
| ② 裁決の申請及び明渡し裁決の申立て | 令和 4年11月 1日 |
| ③ 収用委員会の裁決 | 令和 5年11月 8日 |
| | (権利取得の時期：令和 6年 1月 8日) |
| | (明渡しの期限 : 5月 7日) |
| ④ 代執行請求 | 令和 7年 4月10日 |
| ⑤ 戒告書の発出 | 6月10日 |
| | (履行期限 : 9月10日) |
| ⑥ 代執行令書の発出 | 10月16日 |